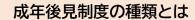
12月6日(水) 成年後見制度概要および事例 NPO 法人ぱんじー

甲賀・湖南権利擁護支援センター

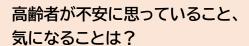


成年後見制度とは

認知症や障がいがあることで、「金銭管理・財産管理」「法律行為」など適切に判断して決めることが難しい場合や不安がある場合、家庭裁判所が決めた行為について本人に代わって行うことが出来る成年後見人(法定代理人)を選任する制度であるということでした。



- ① 法廷後見制度家庭裁判所により後見人等を選任し支援する制度
- ② 任意後見制度 本人が任意後見人の人や権限を自 分で決め、支援が必要になったら 後見人が代理人となる制度。



- ①入院したら誰が保証人?
- ②私が認知症になったら?
- ③お葬式は誰が?
- ④お骨は、誰がお寺まで 運んでくれるの?

などの心配事が多いそうです。

成年後見人がつくと、なんでもしても らえるの?

成年後見人ができることは、本人ができなくなった契約行為や財産管理などです。「保証人」や医療行為に対する「同意権」もない。また、日用品の買い物や掃除洗濯もできないということでした。

講座を受けることで、成年後見人の役割をしっかり理解することができました。

12月13日(水)

調理実習「低栄養を予防するお手軽料理」 管理栄養士

低栄養の講座



第5回目の「バランス食でいつまでも若々しく」の 講座の中で主食・主菜・副菜について学びました。 そこで、今回の低栄養を予防するお手軽料理をす る前に、再度、主食・主菜・副菜についてカードを使 って復習しました。

難しかったのは、牛乳とヨーグルトは副菜と考えがちですが、「タンパク質でできている」と考えると主菜に分類されるということでした。

調理実習の様子



「低栄養を予防するお手軽料理」を作ってみようということで、冷凍食品や出来上がった材料を活用してサバ缶丼やサラダ、豚汁、丁字麩の即席モナカ作りなど男性陣を中心に楽しく調理を行い、みんなで会食しました。

最後に講師から、高齢になると筋力が衰えてくる ため、タンパク質を三度の食事でしっかり摂るよう に心掛けて欲しいことや夕食にボリュームある内容 にすると、内臓に「負担がかかるので三食同じボリ ュームで食べることが大事であるというお話があり ました。



12月20日(水)

トラブルや詐欺に巻き込まれないためのスマートフォンの使い方株)ソフトバンク CSR 本部 滋賀担当









トラブルや詐欺に巻き込まれないための話の前に、 みんなが活用している「LINE」について学ぶことか ら始まりました。

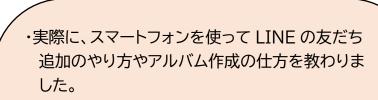
LINE でどんなことができるのか?

①個別トーク

個別トークを実際に活用した場合、相手から送られてきた場合は、白色で、自分が発信した場合は緑色で表示されるという話を聞き、自分の個人トークを確認したら「講師」の話しどうりであった。

②ビデオ通話

ビデオ通話は相手の顔を見ながら通話できます。なお、WiFi 接続で利用しましょう。というお話でした。



- ・その他、グーグルレンズやグーグルマップを体験 しました。
- ・最後に、LINE に届く不審・詐欺メールは、本物と 区別がつかないということでした。ただ、偽メール は銀行の暗証番号や銀行口座など個人情報を打 ち込むように誘導していくということで、本物のメ ールは個人情報を聞くことはないということでし た。間違って偽メールを開いてしまった場合、慌て ずに、誘導に惑わされずに個人情報を入力しない ようにすれば大丈夫ということでした。

詐欺や不審メールの判断は難しいですが、今日 の話を思い出して対処したいものです。



12月27日(水)

人生100年 健康とお金の付き合い方 FP ブーケ



人生 100 年、楽しむことにお金を使っていることは?

①語学②生涯学習など学び直し③ペットにかける支出がかかっている。

また、「今の自分」は 20 年前に想像していた以上に有意義にすごしているか?

80歳代の人の60%が有意義に過ごしていると回答しています。



老後の不安は?

「お金」のことが一番不安。

その不安を解消するために取り組んでいることは、食生活、通院・ 健康診断、運動を実施しているが、「**貯蓄」**や「**資産運用」などお金 に関する取り組みは後回し**になっている現状があるということで した。

→ 不足するなら、資産運用しよう!!



相続「元気なうちにやっておきたいこと」

・遺言書を作成する

遺産分割の裁判は年間 7000 件発生。お金があってもなく ても揉め事になりがち

・相続税の資産をしておく

3000 万円+(600 万)×法定相続人数までは相続税はかからない。

10 か月以内までに手続きすること。現金一括納付される。 遅れると延滞税がかかる。

・生命保険の受取人を確認

被保険者が亡くなると受取人の固有財産となる。

→遺産分割の対象にならない

非課税枠(500万円×法定相続人数)も利用

→相続税の計算から除外される

これ以外にも元気なうちからやっておくことや贈与税につい て教えていただきました。





